

市立三次中央病院建替基本設計業務委託特記仕様書

I 業務概要

- 【1】業務名称 市立三次中央病院建替基本設計業務委託
- 【2】業務内容 基本設計業務
- 【3】履行期限 契約日より令和7年5月31日(土)まで
- 【4】適用

本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に記載された特記事項については、「◎」印が付いたものを適用する。

II 設計業務

【1】業務種別

本業務の種別は以下による。なお、詳細は、【5】業務仕様による。

- ◎建築基本設計に関する標準業務
- ◎電気設備基本設計に関する標準業務
- ◎機械設備基本設計に関する標準業務
- ◎外構工事基本設計に関する標準業務
- ・建築実施設計に関する標準業務
- ・電気設備実施設計に関する標準業務
- ・機械設備実施設計に関する標準業務
- ・外構工事实施設計に関する標準業務
- ・建築実施設計に関する追加業務
- ・電気設備実施設計に関する追加業務
- ・機械設備実施設計に関する追加業務
- ・外構工事实施設計に関する追加業務

【2】工事費

約 193.6億円（病院建設費，駐車場及び外構工事費等，消費税含む）

【3】計画施設概要

- 1 施設名称 市立三次中央病院
- 2 敷地の場所 三次市東酒屋町 10531 番地
- 3 敷地面積 63,528.51 m² (市が実施する用地測量により決定する)
- 4 規模 模（構造・規模は基本設計の内容により変更もありうる）

名称	構造・階数	延べ面積(m ²)
新病院	病床数：280床 構造：免震構造とし，躯体構造は設計者の提案による。 階数：8階程度	約 27,000 (m ²)
外構	付属棟・屋根付き駐車場・駐車場・通路・植栽・側溝等	

【4】設計の進め方

- 1 本特記仕様書、委託契約書及び公共建築設計業務委託共通仕様書に基づき契約を履行する。
- 2 別紙1の設計理念に基づいて設計を進める。
- 3 業務を実施するにあたり、市立三次中央病院建替基本計画に基づいて設計を進めるとともに、公共建築としての目的意識をもって設計を行う。
- 4 受託者は建築基準法及び建築士法等の法令上の設計者となるので、その責任を全うしなければならない。
- 5 設計は建築基準法及び関係法令並びにこれに基づく命令及び条例の規定によるほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書及び各種設計の基準並びに標準図、資料等による。
- 6 受注者は、契約締結後に業務着手届及び工程表等、以下の各号に記載する書類を監督員に提出のうえ、業務に着手しなければならない。また様式および提出部数は、監督員の指示によるものとする。
 - 1 業務着手届
 - 2 管理技術者通知書
 - 3 主任技術者通知書
 - 4 業務計画書（別紙2のとおり）
- 7 敷地を十分調査の上、監督員と綿密な打合せを重ねて設計を進める。また、設計に係る打合せ事項及び決定事項（関係官庁、関係機関協議等を含む）については、書類にまとめて定期的に提出すること。
- 8 基本設計は、段階ごとに設計案を提出し、監督員の確認を受けてから次の段階へ進む。
- 9 工法・材料・機器類等の選定に当たっては、価格・実績・市場の流動性・維持管理の容易性等十分な比較検討をして採用すること。
- 10 特定の新技术・新工法及び特許等に関わる導入については、十分な検討を行い優位性・合理性を有することを検証し、監督員と協議の上、採用すること。
- 11 技術情報や見積書等の収集に当たっては、特定のものに偏ることなく又、設計に利害を有するものから過度の技術サービスを受ける事なく自らの責任において収集すること。
- 12 設計が終了したときは、監督員が指定する設計図書の複製を提出して審査を受け、これに基づいて所要の訂正を行い、検査を受けた後、成果品を引渡す。
- 13 前項のほか、監督員の指示により白焼図を適宜提出する。
- 14 受注者に別途配布する「設計と条件諸室リスト」を参考資料とし、病院関係者等と協議のうえ設計業務にあたること。
- 15 各部門・各科ヒアリングを行い、基本設計レベルでの医療機器・情報機器との整合調整を行うこと。
- 16 別途発注予定である開設支援業務等の業務受注者との連携を図ること。
- 17 概略工事工程表を作成する場合は、監督員との協議完了後設計をまとめる。
- 18 業務を実施するにあたり、事業費については常に考慮し、監督員の指示により、3回程度（平面・立面・断面図確定時、構造仮定断面・設備方針確定時、基本設計業務完了時を予定）、概算工事費を提示すること。
- 19 特記仕様書に明記されていない事項があるときは、委託者と受託者との間で協議して定める。

【5】業務仕様

1 設計業務の内容及び範囲

(1) 標準業務の内容及び範囲標準業務の内容は、次のア、イ、ウに掲げるものとし、以下の資料作成等を含むものとする。

※委託業務の履行にあたって、設計内容の説明等に用いる資料等の作成（簡易な透視図、日影図及び各種技術資料を含む。）

※建築基準法施行令第9条による建築関係規定による各種申請に用いる資料の作成

※工事費概算調書の作成

※景観法及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等、設計及び建築に必要なとなる諸条件の整理、検討及び取りまとめ

ア 基本設計

○設計条件等の整理

○法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ

○上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ

○基本設計方針の策定

○基本設計図書の作成

○概算工事費の検討

※概算工事費は、全ての工事金額が推定できる内容とし、数量及び単価等についても明記すること。

○基本設計内容の建築主への説明等

イ 実施設計

・要求等の確認

・法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ

・実施設計方針の策定

・実施設計図書の作成

・既存施設及び敷地内構造物等の調査

・実施設計内容の建築主への説明等

ウ 設計意図の伝達

・設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等

・工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等

(2) 追加業務の内容及び範囲

○積算業務（設計書の作成、積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積徴収、見積検討資料の作成）

・建築基準法に基づく確認申請手続業務

・省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続業務

・建築物総合環境性能評価システム（CASBEE）による評価に係る業務

・グリーン購入法環境物品チェックリストの作成

○設計概要書の作成

・環境配慮型建物チェックシートの作成

・リサイクル計画書の作成

○概略工事工程表の作成

○測量調査、地質調査等の発注支援（仕様書作成等）

○建築物の構造方式（S、RC、SRC）の比較検討

①要求水準書の作成※

※要求水準書

市立三次中央病院建替工事において実施設計からのDB方式を採用するにあたり、要求水準書の作成等の発注者支援業務を行う。要求水準書の構成は以下のとおり。

1. 市立三次中央病院建替工事の整備方針
 - ・ 事業の背景・目的
 - ・ 本事業のコンセプト
 - ・ 施設の概要
 - ・ 施設の各機能の基本的考え方
2. 計画と条件
 - ・ 敷地概要
 - ・ 遵守すべき法制度等
 - ・ リスク分担（発注者と事業者）
 - ・ 発注区分と工事区分
3. 計画内容に係わる要求水準
 - ・ 建築（意匠）に係る要求水準
 - ・ 建築（構造）に係る要求水準
 - ・ 設備（電気設備）に係る要求水準
 - ・ 設備（給排水衛生設備）に係る要求水準
 - ・ 設備（空調換気設備）に係る要求水準
 - ・ 設備（昇降機等）に係る要求水準
4. 工事費等概算書
 - ・ 市立三次中央病院建替工事整備事業（付帯工事費含む）
 - ・ 維持管理費用（ライフサイクルコスト等）
5. マスタースケジュール
6. 設計業務に係る要求水準
 - ・ 設計業務の対象
 - ・ 設計業務の要求水準
7. 建設業務
 - ・ 建設業務の対象
 - ・ 建設業務の要求水準

この構成は一般的なものであり、建築物の計画に応じて、監督員の指示により資料を追加・省略する場合がある。

②その他必要な図面及び資料の作成，説明会等への出席

2 準拠すべき基準等

(1) 積算（最新版とする）

- ①公共建築工事積算基準
- ①公共建築工事内訳書標準書式・同解説
- ①公共建築工事内訳書標準書式【設備工事編】・同解説
- ①公共建築工事積算基準等の運用・資料
- ①公共建築数量積算基準
- ①公共建築設備数量積算基準

(2) 仕様書（最新版とする）

- 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）

(3) 図書

- ユニバーサルデザインひろしま推進基本指針（広島県）
- 広島県公共建築物等木材利用促進方針（広島県）
- 三次市景観計画及び三次市景観条例
- 建築耐震設計・施工指針（財団法人日本建築センター）
- 医療福祉施設 計画・設計のための法令ハンドブック（日本医療福祉建築協会）
- 三次市諸規則
- その他関係法令及び諸規則

3 成果物，提出部数等

(1) 基本設計

ア 建築

- | | | |
|-------------------|-------------|----------|
| ○計画説明書 | ○仕様概要書 | ○仕上概要表 |
| ○面積表及び求積図 | ○敷地案内図 | ○配置図 |
| ○平面図（各階） | ○断面図 | ○立面図（各面） |
| ○日影図 | ○防災計画図 | ○工事区分表 |
| ○仮設計画概要書 | ○工事手順図（参考図） | ○構造計画説明書 |
| ○構造設計概要書（荷重条件等含む） | ○伏図 | ○軸組図 |
| ○断面詳細図 | ○仮定部材リスト | ○基礎構造図 |
| ・解体工事図面 | ・改修工事図 | ○その他 |

イ 電気設備

- | | | |
|------------|---------------------|-----------|
| ○電気設備計画説明書 | ○電気設備設計概要書（各室与条件表） | |
| ○配置図 | ○各階平面図 | ○各設備系統図 |
| ○単線結線図 | ○各設備プロット図 | ○各設備機器配置図 |
| ○機器表 | ・改修工事図（配管切り回し工事等含む） | |
| ○インフラ図 | ・その他 | |

ウ 機械設備

- | | | |
|---------------------|--------------------|---------|
| ○機械設備計画説明書 | ○機械設備設計概要書（各室与条件表） | |
| ○配置図 | ○各階平面図 | ○各設備系統図 |
| ○各設備プロット図 | ○各設備機器配置図 | ○機器表 |
| ○各設備フロー図 | ○空調ゾーニング図 | ○インフラ図 |
| ・改修工事図（配管切り回し工事等含む） | | ○その他 |

エ 昇降機設備

- 昇降機設備計画図

オ 外構

- 外構計画説明書 ○外構設計概要書
- 計画平面図 ○計画縦横断面図 ○排水計画平面図
- その他

カ 工事費概算書

- 基本設計における工事費概算書（本体一式・外構等を全て。工事費内訳明細書数量調書等含む。また、概算工事費の検討に必要な基本設計図書以外の図書）

キ その他

- 透視図等（鳥瞰図 A2判2枚，額入りとする。画像データ共）
 - ・イメージ動画（病院コンセプト・計画進捗・ウォークスルー等）3分×3本程度
- イメージスケッチ（内観・外観）5カット程度
- 構造方式比較検討書
- 要求水準書

ク 資料

- 概算工事費計算書 ○負荷計算書 ○ランニングコスト計算書
- コスト縮減検討書 ○環境対策検討書 ○ユニバーサルデザイン検討書
- 各種技術資料 ○各記録書

(2) 提出部数等

- ・提出部数，様式，縮尺等については監督員の指示による。
- ・AutoCAD（DWG・DXF）及びPDFデータの図面データをDVD-Rにまとめて提出する。なお，AutoCAD以外のCADソフトにて図面データを読み込んだ場合に支障がないよう確認，調整したうえで提出すること。

(3) 留意事項

- (ア) 構造計算又は積算にコンピュータを用いる場合は，事前に監督員の承諾を得る。
- (イ) 積算は，監督員の承諾を得た設計図をもって行うこととし，国土交通省監修最新版公共建築工事積算基準等による。また必要に応じて，財団法人 建築コスト管理システム研究所『営繕積算システムRIBC』を使用して積算すること。
- (ウ) 単価は，積算基準等に基づいて算出し，又は刊行物掲載価格，見積価格等を参考にし，適正な価格を採用する。
 - 採用する単価について一覧表を作成し，監督員の承諾を得る。
 - 見積り先は原則3者程度とし，監督員との協議による。
- (エ) 設計図書には，特定の製品名又は製造所名等を記載してはならない。ただし，これにより難い場合はあらかじめ監督員の承諾を受けるものとする。
- (オ) 特殊基礎他，特殊な工法・構造を採用する場合は，工期及び経済比較等を検討した選定理由書を作成し，提出すること。
- (カ) 地質調査及び測量調査結果については，別途提供するものとする。
- (キ) その他，関係法令による各種許可書及び届出書，関係機関等との打合せ記録，交付金の申請に係る関係書類等を必要に応じて提出する。
- (ク) 透視図，イメージスケッチは，本事業関係者への説明の他，広報，新聞等への掲載も想定している。

4 建設副産物対策

受託者は、設計にあたって建設副産物対策（発生の抑制，再利用の推進，適正処理の徹底）について検討を行い設計に反映させるものとする。

5 その他特記事項

受託者は、成果品又は成果品を利用して完成した建築物の内容を公表する場合には、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。

設計理念

1 総則

- (1) ローコストで高品質の病院建設を目指す。
- (2) 限られた予算の制約の中で病院スタッフと設計者が建設的な議論を交わし、機能的な病院建設を目指す。
- (3) (1)と(2)を両立させることが重要である。

2 敷地

施設の敷地は、当該施設の用途に応じて、以下の事項を総合的に勘案して設計する。

- (1) 地形、地質、気象等の自然的条件による災害の防止を図り、かつ、環境の保全に配慮する。
- (2) 都市計画その他法律に基づく土地利用に関する計画との整合性を図り、良好な市街地環境等の形成に配慮する。
- (3) 施設の将来需要、敷地の有効利用、周辺環境への影響に配慮し、建築物・駐車場・緑地等の施設を適切に配置する。

3 施設

施設は、当該施設の用途に応じて、地域性、機能性及び経済性等の各観点から以下の事項を総合的に勘案して設計する。(詳細は基本構想、基本計画を参照すること。)

(1) 地域性

施設は、地域の歴史、文化及び風土に配慮し、周辺の自然環境及び都市環境と調和したものととする。

(2) 防災機能の確保

施設は、地震等の災害時に求められる機能に応じて、建築構造部材、非構造部材、設備機器等の総合的な安全性を確保したものととする。

(3) 高齢者、身体障害者等への対応

施設は、高齢者、身体障害者等の円滑な利用に配慮したものととする。

(4) 環境保全への配慮

材料、機器等及び工法は、環境の保全に配慮したものととする。

(5) エネルギーの効率的利用

施設は、エネルギーの効率的利用及び熱の損失の防止を考慮したものとするとともに、再生可能エネルギーの積極活用を図るものととする。

(6) 県産材の利用推進

地産地消による環境負荷の低減及び人にやさしい施設づくりの観点から、構造材及び内装材への積極活用を図るものととする。

(7) 資源の有効活用

材料及び機器等は、資源のリサイクル等有効利用を考慮したものととする。

(8) 快適性、利便性の確保

施設は、快適な室内環境及び外部環境が得られ、使いやすいものととする。

(9) 高度情報化への対応

施設は、設置目的に応じて高度情報化に対応できるものとし、かつ、安全性、信頼性を確保したものととする。

(10) メンテナビリティ及びフレキシビリティの確保

施設は、維持・管理（特に上下水配管等）が容易に行うことができ、かつ、医療制度や医療

技術の変化に柔軟に対応できるよう配慮したものとする。また、長期的に見た場合、建物の一部を他の施設に変換することが可能なように、廊下幅やエレベーターの配置などに配慮したものとする。

(11) 良好な品質の確保

施設は、材料及び機器等を信頼性のあるものとするとともに、安全性、経済性等を考慮して、良好な品質を確保したものとする。

(12) 長期的経済性（コスト縮減）への対応

材料及び機器等は、品質、性能、耐久性等を総合的に勘案し、ライフサイクルを通じて全体の費用の軽減が図られるよう努めること。

業務実施計画書作成要領

1 業務実施計画

業務実施計画は契約図書の確認及び現地調査に基づき、履行期間内に契約図書に定められた業務を適正に実施する方法等を業務に先だち具体的に決めることであり、業務実施の基本となるものである。

また、立地条件、用途、構造、規模等の設計と条件がそれぞれ異なるので、計画にあたってはそれらの条件を十分に把握するとともに多角的に調査したうえで作成し、監督員に報告すること。

(1) 業務実施工程表

原則、業務実施工程表（参考様式 1）を作成する。

(2) 業務管理体制系統図

契約図書に定められた、管理技術者、主任担当技術者等の責任者を定めた、業務管理体制系統図（参考様式 2）を作成する。

設計共同企業体を構成して参加する場合には、構成企業の担当分野がわかるよう作成すること。

(3) 総合業務実施計画書

業務の実施に先だち、業務の全般的な進め方や業務の実施方法、品質確保と管理方針等の大要を定めた、総合的な実施計画書を作成する。

2 業務実施計画書の内容

建築設計業務実施計画書の記載事項は概ね次のとおりである。

(1) 準拠する基準等

(2) 業務実施工程表

(3) 受注者管理体制系統図

(4) 総合業務実施計画書（業務の全般的な進め方、業務実施方法、業務管理方針等）

(5) 使用する構造計算プログラム

(6) 建築士事務所登録の状況（建築士事務所登録通知書の写しを添付する。）

(7) 構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士による法適合確認が必要な設計については、その氏名及び所属する建築士事務所名（資格証及び建築士事務所登録通知書の写しを添付する。）

